

日行連発第 241 号
平成 26 年 6 月 5 日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会 長 北 山 孝 次
電子申請推進委員会
委員長 盛 武 隆

e-Gov を利用した労働保険年度更新手続等について

今般、総務省行政管理局より、6月からの労働保険年度更新手続等の受付開始に際し、総務省行政管理局が整備・運用している「電子政府の総合窓口」（以下「e-Gov（イーガブ）」という。）の利用促進を求める依頼がありました。

毎年、6月～7月は、労働保険年度更新、健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届、健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届等、社会保険・労働保険の手続が集中する時期であり、これらの手続は、電子申請にて 24 時間 365 日受付している e-Gov (<http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/>) による申請が便利です。

総務省によると、これらの手続きについて、行政書士が行う自らの事務所の申請には行政書士電子証明書が利用可能なものもあるとのことでしたので、ご活用ください。

なお、e-Gov の概要は、下記の総務省ホームページに掲載されている総務省広報誌 2014 年 6 月号記事「総務省の今。」にも掲載されておりますので、ご確認ください。

各単位会におかれましては、所属会員への周知等についてご協力をいただけますようよろしくお願いいたします。

記

○総務省広報誌 2014 年 6 月号 (Vol.162)

http://www.soumu.go.jp/menu_news/kouhoushi/koho/index.html

以 上